# 髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一丁 目 2番 20 号 発 闭 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示

ページ

○県統計調査の実施

(統計分析課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による指定医療機関の

事業の休止の届出

(福祉指導課)

○告示 (漁業災害補償法による区域及び 区分の定め及び告示の廃止)の一部改

正

(水産政策課)

○公共測量の実施の通知(2件) ○道路の区域変更(3件) (用地対策課) (道 路 課)

○道路の供用開始(2件)

( " )

1

公 告

○土地改良区の定款変更の認可

(農業基盤課)

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課)

#### 高知県告示第494号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

高知県航空路線実態調査

2 調査の目的

高知龍馬空港発の航空路線(成田路線及び関西路線に限る。 以下同じ。)の搭乗者に対してアンケート調査を実施すること により、航空機の旅客の特性及び利用実態並びに航空サービス に対する意向及び評価を把握することで、航空路線の維持及び 拡充に資する政策を立案するための基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知龍馬空港内

(2) 単位

人

(3) 属性

高知龍馬空港発の航空路線を利用する旅客

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 航空路線の旅客の特性
- イ 空港及び路線の利用実態
- ウ 航空サービスに対する意向
- (2) その基準となる期日

調査日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約700人

(2) 選定方法

有意抽出調查

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

令和元年12月上旬から令和2年1月上旬までの間のうちの6 日間

### 高知県告示第495号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休止年月日 しのはら薬局高 高岡郡佐川町甲1685番地 令元・10・1 北店

## 高知県告示第496号

平成25年6月高知県告示第430号(漁業災害補償法による区域 及び区分の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。 令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

表すくも湾加入区の項中

「17 大型定置漁業であって幡多郡大月町古

満目の区域以外の者が行う漁業

を

「17 大型定置漁業であって幡多郡大月町一 切の区域の者が行う漁業 18 大型定置漁業であって幡多郡大月町安

満地の区域の者が行う漁業

に改める。

#### 高知県告示第497号

高知地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年11月6日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和元年11月11日から令和2年2月29日まで

3 作業地域

高知市高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目及び高須新木

# 高知県告示第498号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年11月6日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測深(レベル1000))

2 作業期間

令和元年11月15日から令和2年3月13日まで

3 作業地域

高知海岸(高知市、南国市、土佐市及び香南市)、物部川河口及び仁淀川河口

## 高知県告示第499号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			13. 8	

高岡郡四万十町茂串町326番1から	前	} 15. 3	35
高岡郡四万十町茂串町334番9まで	後	12.6	35

#### 高知県告示第500号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高知南環状
- 3 道路の区域

X	間		更前 り別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町/ ヲロノモト260 先から 吾川郡いの町/ 川原ケ畑62番り で	6番地	前	A	6. 6 } 13. 5	391
吾川郡いの町/ ヲロノモト260 先から 吾川郡いの町/ 末田56番6地名	6番地	別	В	6. 5 } 37. 4	500
吾川郡いの町/ ヲロノモト260 先から 吾川郡いの町/ 末田56番6地タ	6番地	Ĉ	发	6. 5 } 37. 4	500

## 高知県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名宗呂中村
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市有永字県ノ瀬1089番2から		前	5. 0	178
土佐清水市有 ノ瀬1089番8		後	14. 3	178

## 高知県告示第502号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久保大宮
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
路3	番12 卡香	地先 北町	から 日ノ	)	子字都 子字都	43	令和元年11月22 日

#### 高知県告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

高知県知事 尾﨑 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 安芸中インター
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市東浜字上ミクスモト 216番3から 安芸市東浜字下モクスモト 217番4まで	130	令和元年11月22 日

# ------公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、安田第一土地改良区の定款の変更を令和元年11月8日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 令和元年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和元年8月16日 元高西土第867号	高岡郡佐川町字山崎 甲377番イ、甲377番 ロ、甲378番	高岡郡佐川町乙 2310番地 社会福祉法人佐川 町社会福祉協議会 会長 秋沢 徳 久

2